

はしがき

戦後70年を経過した現在、日本国憲法は、大きな歴史的な岐路に立たされている。一切の戦争の放棄と戦力の不保持を規定した憲法9条の「非軍事平和主義」の下で、実際にもほぼ70年間の長きにわたって戦争をしてこなかった日本が、いま、「平和国家」から「戦争をする国家」へと大きく転換するかどうかの岐路に立たされているのである。

そのことを端的に示しているのが、2014年7月1日に安倍内閣が行った集団的自衛権の行使容認の閣議決定（「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）である。歴代の政府は、明示すると否とにかかわらずほぼ一貫して、他国の武力紛争に武力行使を伴って参加するという意味での集団的自衛権の行使は日本国憲法の下では認められないとしてきたが、安倍内閣は、そのような憲法の基本原理を憲法改正手続を経ることなく、また国会での十分な審議をも踏まえることなく、一遍の閣議決定で変更したのである。このような閣議決定に対しては、憲法の平和主義を損なうのみならず、立憲主義をもないがしろにするものであって許されないとする批判が多く出されたのは、当然であった。

にもかかわらず、政府与党は、いまや、このような違憲な閣議決定を踏まえて、「安全保障」法制のための具体的な法律の制定を進めている。しかも、与党協議の合意文書や関連法案の骨子などをみると、閣議決定の枠をも踏み越えた形での法律の策定が画策されているのである。閣議決定の際には集団的自衛権などの武力行使は限定的であることが強調されたことなどは忘れ去られたかのようにである。

これらの法律が国会を通過した場合には、日本は、さまざまな名目で自衛隊を海外に派兵させて、海外での戦争に参加することになるのはほぼ間違いないのであろう。その結果は、他国の人々を殺戮したり、自衛隊員に多数の死傷者が出ることはほぼ確実であらう。しかも、ことは、おそらくはそれだけではすまないであらう。一般の日本国民が、テロや武力攻撃などの対象になる可能性も

生じてくると思われる。そうなった場合には、日本列島に多数存在する原子力発電所も、テロや武力攻撃の格好の対象となるかもしれないのである。そのときの惨事は東日本大震災における福島原発事故の比ではなくなるであろう。国民の生命と安全を守るためと喧伝して作られた「切れ目のない安全保障法制」が実際に法律となって運用された場合には、国民の生命と安全は取り返ししようのないほどの甚大な侵害を受けることになりかねないのである。

本書は、このような危機意識の下に、集団的自衛権の問題を中心とする「安全保障」法制の問題を憲法の平和主義と立憲主義の観点から検討することを主たる目的としている。それとともに、本書は、「安全保障」法制の後にやってくるであろう明文改憲問題についても検討することにする。そもそも、集団的自衛権の行使容認は、明文改憲論の主たる狙いの一つでもあった。歴代の自民党政権は、一方では、解釈改憲の路線をとりながらも、他方では、明文改憲への志向をもつことをさまざまな形で明示してきた。2012年の自民党の改憲草案はその典型的な事例である。「戦争をする国」作りをめざす立場からすれば、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認にも一定の限界があるとして、明文改憲を志向することはある意味では当然であった。しかし、明文改憲は、単に9条の改変にとどまるものではなく、国民主権、基本的人権の尊重にも大きな影響を及ぼしてくる。それは、国民主権や基本的人権を形骸化し、「天皇を戴く軍事大国」をめざしているようにみえるのである。このような明文改憲論のめざすものを明らかにすることが、本書のもう一つの目的である。

たしかに、日本を取りまく東アジアや国際社会では、現在決して平和とはいえない緊張状態が続いている。しかし、その要因となっている諸問題は、決して軍事的な手段で根本的に解決できるものではなく、平和的な方法でこそ真に解決できるのである。その意味では、日本国憲法の非軍事平和主義こそが、日本及び東アジアを含む国際社会の平和的で民主的な秩序の維持形成のために積極的な意義をもつといえるのである。本書では、そのことをも明らかにすることにしたい。そして、以上のような目的を達するために、本書ではつぎのような構成をとることにした。

まず、「序章——『安全保障』法制の動向と問題点」では、2015年に入ってから「安全保障」法制の「整備」の動向について、与党協議で決められた「安全

保障法制整備の具体的な方向性について」とそれを踏まえた法律案の骨子に即してその憲法上の問題点を検討することにする。

「第1章 憲法9条と集団的自衛権」では、ひるがえってそもそも集団的自衛権とはいかなるものとして国連憲章上捉えられてきたか、それは第二次大戦後の国際社会の中でどのように運用されてきたか、また日本国憲法9条の下でそれは歴代政府によってどのように理解されてきたのか、そして歴代政府の集団的自衛権行使違憲論がもつ意義と問題点などを検証する。

「第2章 安保法制懇報告書の集団的自衛権論」では、政府の私的諮問機関である「安保法制懇」が2014年5月に提出した「報告書」について集団的自衛権行使容認論を中心として検討する。「報告書」は、安倍内閣の閣議決定の露払いの役割を果たしたが、そこでの議論の中味は憲法9条に違反するのみならず、立憲主義をもないがしろにするものであることを明らかにする。

「第3章 閣議決定による集団的自衛権の容認」では、2014年7月1日の「閣議決定」について検討する。「閣議決定」は、1972年の政府見解の「基本的な論理」を踏襲するという形をとりつつ集団的自衛権の行使容認を正当化しているが、はたしてそのようなことが法論理的に可能かどうか、また「閣議決定」は集団的自衛権行使について「新三要件」を提示しているが、はたしてこのような要件で集団的自衛権の行使が限定的になり得るかどうかについて検討する。さらに、「閣議決定」は「切れ目のない安全保障法制の整備」ということで、「国際社会の平和と安定への一層の貢献」などについても記述しているが、これらが実際に意味するものが何であるかについても検討する。

「第4章 特定秘密保護法の批判的検討」では、2013年に成立した特定秘密保護法について検討する。この法律がまさにこの時期に制定されたということは、この法律が「安全保障」法制と密接な関連にあることを示している。それは、主権者国民には秘密にした形で「戦争をする国家」体制を構築することに資する役割をもっている。このような法律は憲法の平和主義のみならず、基本的な人権尊重や国民主権に照らしても重大な疑義があることを明らかにする。

「第5章 自民党の改憲草案がめざすもの」では、明文改憲論を全面的に展開している自民党の2012年の改憲草案について具体的に検討し、それがめざすものが何であるかを明らかにする。結論的には、改憲草案は、「天皇を戴く国

家」、そして「戦争ができる軍事大国」をめざしていること、そして、そのような国家にとって支障となる基本的人権は大幅に制限され、また立憲主義もないがしろにされることを明らかにする。

「第6章 東アジアにおける平和の条件と課題」では、東アジアにおける平和の秩序の確立のためには、日本としては自民党の改憲草案のような憲法改正によってではなく、平和憲法の本質に則って正しい歴史認識をもち、領土問題についてもあくまでも平和的解決をめざし、さらには、東北アジア地域に非核地帯を創設することを追求することが重要であることを提言する。

「むすび——平和憲法の普遍的意義を思う」では、戦後70年にわたって日本が「平和国家」であり続けてきたのは憲法9条があったからであること、また国際紛争の非軍事的解決をめざす憲法の平和主義は今日の国際社会で普遍的意義をもつことを確認する。さらに、憲法の平和主義は立憲主義のためにも重要な役割を果たしてきたこと、憲法の平和的生存権は国際社会でも今日「平和への権利」として受け入れられつつあることを確認する。そして、以上のような平和憲法がもつ普遍的意義を踏まえれば、解釈改憲によって集団的自衛権の行使を容認することはもちろんのこと、明文改憲によって平和憲法を改変することも、決して認められるべきではないことを強調して結びとする。

本書が、法学研究者や議会関係者はもちろんのこと、多数の市民の人達に読まれて、重大な歴史的岐路に立つ日本の進路を主権者として決定する際の参考にして頂ければ、幸いである。

最後に、本書の出版に際しては、法律文化社の編集部長の小西英央氏に格別のご尽力を頂いた。出版事情が厳しい中で、小西氏のご尽力がなかったならば、本書の出版は不可能であった。しかも、企画から刊行までのきわめて短い期間の中で、いろいろと無理なお願いを快く引き受けて頂き、時宜に合った刊行が可能となった。本書の構成や内容についても有益な助言を頂いた。心より感謝し、御礼を申しあげる。

2015年5月3日

山内 敏弘